

空き家改修補助金

空き家バンクを利用し、売買または賃貸借した際に、空き家の改修費用の一部を補助します。

対象者

- 売買契約の売主または買主
 - 賃貸借契約の貸主または借主
- ※いずれも市税を滞納していないこと



対象建物

以下のすべてに該当する空き家バンクを通じ契約された住宅

- 空き家バンク取扱事業者（市内不動産業者）の仲介による契約を行うこと
 - ・ 居住目的以外の売買契約および賃貸借契約は対象外です。
 - ・ 3親等以内の親族間契約は対象外です。
- 個人所有（借用）であること

対象経費

費用の合計が10万円を超えるもので、キッチンや浴室の交換、屋根・外壁の塗替え、壁紙・床の張替え等の改修

補助額

空き家の改修に要する費用の **1 / 2（最高50万円）**

手続き期限

利用申込：売買契約または賃貸借契約から6ヶ月以内（工事着手前に行うこと※）
工事完了：申込から6ヶ月以内（実績報告まで行うこと）

注意事項

- ・ すでに契約の合意がある物件は、空き家バンクへの登録はできません。
- ・ 申込み回数の限度は、以下のとおりです。
 売買契約：1契約につき1回 賃貸借契約：1物件につき1回
- ・ 本制度を利用した方は、次の申込みが5年間できません。
- ・ 本制度を利用した建物に対して、20年間は空き家除却補助金の利用ができません。

※改修工事は、可能な限り、市内業者（個人事業主も可）へご依頼ください。

